

○「議案第16号 川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 就学支援金の受給対象の生徒数と受給対象外の生徒数について

新制度は平成26年度の新1年生から適用となるが、国及び県の資料に基づき試算したところ、川崎市立高等学校に入学する新1年生は約1,600人であり、そのうち所得の基準を上回る、支給対象外の生徒数は約400人と見込んでいる。

* 市独自で就学支援金を支給することとした場合の費用について

所得の基準を上回る支給対象外の新1年生について、市独自で就学支援金を支給することとした場合、約4,000万円であり、学年進行により全学年が新制度の対象となった場合には、約1億3,000万円と見込まれる。

* 家計急変等の事情により自治体が生徒の授業料の減免措置を行った場合の費用負担について

自治体が授業料の減免措置を行った場合、現在の国の予算案では、自治体が行った減免措置のうち、2分の1を国庫補助するとしており、残りの2分の1の費用については自治体が独自に負担することとなる。

* 家計急変等の事情により授業料が減免されると予想される生徒数について

授業料が無償化される以前、授業料の減免措置を受けていた生徒はいたが、そういった生徒は、新制度においては、就学支援金の受給対象に含まれると思われる。家計急変等の事情により授業料が減免されると予想される生徒数を試算することは、現時点では困難である。

* 就学支援金の受給方法について

新制度においては、申請主義が採用されており、認定権限者である都道府県が、支援金の申請の手続きを定めるものであるが、学校の設置者に対して、まだ県からは具体的な方法については示されていない。しかしながら、国の制度設計から鑑みて、支援金受給の対象となる世帯から申請書を提出してもらう方法を採用することになると思われる。まず、学校で申請書を受け付け、教育委員会を経由し、都道府県で支給の審査、認定を行うといった手続きになることが予想される。

* 入学予定者への新制度に関する情報の周知について

支援金受給の申請に当たっては、保護者が支援金受給の対象となるか否かを市町村民税の所得割課税額により確認し、支援金を受給する際には申請書を提出することが必要になると思われる。市立中学3年生には、文部科学省が作成した新制度の案内についてのパンフレットを既に配付済みであり、高校の入学手続案内においても、説明を行うなど、申請漏れ等がないよう対応していく予定である。

*** 申請書の受付方法について**

申請書については、学校の教室で教員が受け付けるのではなく、事務室で学校事務職員により、入学手続きと同時に直接保護者から受け付けるような、プライバシーに配慮した方法を検討している。

《意見》

- * 就学支援金の申請等の手続きの発生により、申請をする側、申請を受け付ける側の双方等、現場において混乱が生じることが予想されるため、十分に配慮してほしい。
- * 制度設計として、子育て支援施策については、全ての子どもたちに同額の補助を行い、財源に問題が生じた場合は、別の所得再分配制度で補うことが望ましいと考える。子育て支援施策に所得再分配の制度を織り交ぜて一つの制度で行おうとしていると、そもそもの政策の目的と結果にずれが生じてくることもあると思われるので、別の方法で国には制度を考えてほしかったと思っている。しかしながら、国で決定した制度に対して、市が単独で就学支援金を補助すべきとまでは言えないため、本議案については賛成である。
- * 高校の授業料の無償化については、我が党の政権下において最も力を入れたといっても過言ではない施策であり、グローバル社会において、未来を担う子どもたちの力をつける役割である教育について、保護者の所得によって教育の格差が生じてはならないといった理念の下、行ってきた施策であった。その理念は崩されるべきものではなく、理念を崩す法律及び本議案については賛成できない。
- * 高校の授業料の無償化については、世界的な流れだと理解しており、今回の一連の制度変更については、多くの生徒や保護者の期待を裏切るものであって、世界的な流れに逆行するものと思われる。また、子育てや教育において、所得制限等の制度を持ち込むことは、ふさわしくなく本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第50号 平成25年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決